

公益法人制度改革に関する意見

社団法人日本芸能実演家団体協議会

1 一般的な非営利法人制度

全般

小規模法人制度を設け、理事の職務執行状況のための理事会開催回数、計算等の公告方法などについて負担軽減措置をとられることが必要と考える

民間の非営利活動を行う組織の多くはその財政基盤は脆弱で実務執行能力は十分とは言えない。法人たるもの、あるいは法人化を目指す組織として実務能力の充実を勤めることは当然のことではあるが、一律に高いハードルを設定することは民間の非営利活動、公益活動の成長を阻害する要因となる。段階を設け、充実に向けて成長を促す制度設計が望まれる。

また、その場合、事業型社団と財団、助成財団などの類型により配慮が必要と考えられる。

1-2 社団形態の法人

理事会職務に代表理事の選定および解職とあるがこの権限は定款の定めにより社員総会に規定することが可能なかが不明である。不可能である場合、その理由は何か。

現在の社団法人の運用実態では、定款で会長を代表理事として、多くの場合、社員総会で選任されている。理事会職務にある代表理事の選任権を強行規定とするのか、あるいは定款の定め委ねられるのか。強行規定とする場合、その背景となる考え方について説明を求めたい。

2 公益性を有する法人の認定等に関する制度

2-1 総則的事項

「不特定かつ多数の利益の増進」を単に量的基準だけで計ることなく、その活動の社会的な役割、経済的な特質など多面的に判断することが必要と考える。

近代日本社会は、産業、交通、通信、技術などの飛躍的な発達とともに経済的な豊かさを享受し、メディアの多様化など生活の利便性を手に入れてきた。それにより個々人の生活スタイルと価値観が急速に多様化する一方、人々の生きる意欲、個性豊かな創造力、人と人との生きたコミュニケーション能力の衰退が危惧されている。

このような時代において文化芸術は、個々の創造力を源泉として、芸術家の協働的な営為の中で生まれ、人々の生き甲斐づくり、しあわせづくりに貢献する力、他者との共感を通じて人と人を結びつけ、相互理解の土壌を形成し、豊かなまちづくりに目に見えない大きな力を発揮する。

文化芸術の活動の本質が多様な価値の創造にあり、単なる量的基準のみで判断することは、この多様性を創出する基盤を失うことになりかねない。文化芸術振興基本法の制定に見ら

れるとおり、21世紀は、日本の経済、社会、文化の発展にとって、文化芸術が大きな役割を發揮することが期待されている時代であり、多面的な視点から判断し、文化の発展を促す必要があると考える。

2-2 認定基準等及び遵守事項

目的・事業について

文化芸術の創造と普及は、公益事業と営利事業の相互補完関係で成立しており、営利企業との「競合」にのみ着目した事業の禁止は文化の発展を阻害すると考える。

能、文楽などの伝統芸能、オーケストラ、オペラ、バレエなどの舞台芸術の創造と普及活動は多くが民間の専門芸能家等が創設した公益法人により担われている。この芸術創造と鑑賞機会の創出は、経済的には鑑賞者の入場料としての一部負担、国や地方公共団体の支援、企業・個人の寄付、活動に参加する者のボランティアな精神で支えられている。

文化芸術に関わる公益法人の目的・事業とする文化芸術の創造と公演の機能は、外形的には営利企業の行う公演事業と類似しているが、市場経済だけでは供給できない多様な新たな価値の創造、文化芸術体験の機会に恵まれない地域や社会的な制約を抱える人々への提供などの役割を果たしている。さらに文化芸術活動によって生まれた価値、育まれた人材、その創造性は、製品コンセプト、デザインなど経済活動に新たな需要や高い付加価値を生み出す重要な要素となっている。

営利企業の行う公演事業と外形的には「競合」しているに見えるが、国民への多様な恩恵、日本の社会、文化の発展の観点から見ると相互補完関係を成している。「競合」のみによる判断は日本の文化発展を阻害することとなり適切な判断が必要と考える。

機関について

理事および監事の構成について同一親族等が一定割合を占めないこととなっているが、この規制は同一親族のみで十分と考える。

活動において専門性を有する文化芸術分野においては、芸術家等が組織を創設し、文化芸術の伝承と技芸の維持向上、創造の質の向上、普及などの事業を行っている。特に日本の高等教育において美術、音楽を除く芸術分野の教育体制は脆弱であり、芸術家同士の交流と研鑽による質の向上は欠くことのできない事業となっている。そしてこの活動は同時にその芸術の普及向上に貢献するものともなっている。このような組織にあって同一親族の役員割合の制限は妥当であるが、「等」で想定されている同業者役員割合の一律の一定割合規制は円滑な事業運営を阻害する恐れがあると考ええる。

2-5 有識者からなる委員会等

有識者委員会には重要な責任と権限の付与が予定されており、その独立性の確保と各分野の公益活動に関する知見が反映される仕組みと専門人材の配置が必要と考える。

新制度の概要から公益性の判断を行う有識者委員会には公益活動のこれからの発展を大きく左右すると言っても過言ではない重要な責任と権限が与えられることが予定される。その責任を果たすためには、諮問機関ではなく法的に独立性を確保する手当てが重要である。さらに、想定される公益活動の範囲は多様で広く、法律規定だけでは不十分な諸基準の決定、公益性判断の前提となる知見は限られた委員のみでは限界があることは明かである。この有識者委員会を支える民間の諸分野からの専門家、実務家による専門委員会、事務局を構成し、公益性判断を適切に進め、公益活動の促進を図る体制整備が必要と考える。

2-7 公益的事業

伝統文化継承や多様な新たな価値の創造と提供、知的財産ルール等文化の発展は、民間営利部門だけで十分に対応できるものでは無く公益的事業として明確に示すべきである。

経済学者ボーモルとボーエンは、アメリカにおける演劇、オーケストラ、バレエなどの舞台芸術活動を歴史的に分析し、実演芸術の技術的な特性による生産性の低さから収入不足が発生すること、その教育的価値、遺贈価値、威光価値などから混合財・準公共財として支援が必要との定説を世界的に確立した。

伝統文化の継承と発展、新たな多様な価値の創造と提供などの「文化財の保存と活用」、「芸術の創造と普及」およびこれらの活動の基盤をなす演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能の「専門能力の継承と発展」、さらに文化芸術の創造のサイクルにとって必須の「知的財産に関する公正なルールと取引の醸成」、「文化芸術分野の調査・研究と発展」などの活動は文化の発展にとって欠くべからざるものであり、分野の専門芸術家等で構成する組織の貢献により図られており、民間営利部門だけで十分に対応できるものでは無い。「文化財の保存と活用」、「芸術の創造と普及」、「専門能力の継承と発展」などを具体的に公益的事業として明確に示すべきである。

4 その他

公益法人制度改革の本旨は、公益活動の促進であり、公益性判断を規定する法律名称は「公益活動を促進する法律」とするなど政府の姿勢を示すものが適当と考える。

この度の制度改革は、特定非営利活動促進法の制定時から課題として上がっていた民法法人制度の改革、行政委託型公益法人の問題、公益法人の不祥事などを背景とし、民間における公益活動の枠組みを広げ活性化するための明治以来の民法等の抜本的な改革として取り組まれたと認識している。この改革の重要性は、非営利法人制度の基本的な整備とともに、今後の日本社会の発展にとって民間の公益活動の促進が大きな意味を持っているとの認識にあると考える。

よって公益性判断を規定する法律名称は、公益活動の促進を国が積極的に図っていくものであることを示すのが相応しいと考える。